

グループホーム オリーブの家
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人よつば会が開設するグループホーム オリーブの家（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援2の者（以下、「要支援者等」という。）であって認知症であるもの（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、事業所の介護従業者（以下「従業者」という。）が、当該共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、認知症であっても要介護者等となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話または支援および機能訓練を行うことにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、住み慣れた環境での生活の継続を支援するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供するもの、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うもの等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム オリーブの家
- (2) 所在地 神奈川県横浜市鶴見区東寺尾六丁目 33 番 24 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 1 丁目

① 管理者 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるために必要な命令を行う。

② 計画作成担当者 1 名（常勤）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型協働生活介護計画等」という。）の作成等を行なう。

③ 介護従業者 7 名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同際かつ介護等の業務に当たる。

(2) 2 丁目

① 管理者 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるために必要な命令を行う。

② 計画作成担当者 1 名（常勤）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型協働生活介護計画等」という。）の作成等を行なう。

④ 介護従業者 7 名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同際かつ介護等の業務に当たる。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 1 丁目 9 名

(2) 2 丁目 9 名

(認知症対応型共同生活介護等の内容)

第 6 条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行う。

(2) 介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に行い、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

(認知症対応型共同生活介護等の利用料その他の費用の額)

第 7 条 認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める

基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 その他の費用

- | | | | |
|---|----------------------|-------|---------|
| ① | 食材費 | 一日当たり | 1300 円 |
| ② | 家賃 | 月額 | 70000 円 |
| ③ | 水道光熱費 | 月額 | 20000 円 |
| ④ | 管理費 | 月額 | 15000 円 |
| ⑤ | おむつ、パット、使い捨てケアシート代実費 | | |
| ⑥ | 理美容代実費 | | |

3 入居前契約時に利用料1か月分144,000円を預かり、退居時に居室清掃及び修繕実費（専門業者委託）を差引き、残額を返還する。

4 月の中途における入居または退居については利用料を日割り計算とする。

5 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに支払いを受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第8条 入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護等は、要介護者又は要支援2の者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- (2) 事業所は、入居に際しては、主治医の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認することとし、そのものの心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- (3) 入居申し込み者が入院治療を要するものである事等、サービス提供が困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療書を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

2 退居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の状況により、前項第1号の内容に該当しなくなった場合は退居していただくことがある。
- (2) 事業所は、利用者の退居にあたっては、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（非常災害対策）

第9条 従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には非難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(虐待の防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体的拘束等の適正化に向けた取り組み)

第13条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむをえない事業により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等態様等を説明しなければならない。

- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 当事業所は職員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当該事業所は、職員であったものに業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人よつば会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年1月1日から施行する。
この規程は、令和3年5月1日から施行する。
この規程は、令和8年1月1日から施行する。